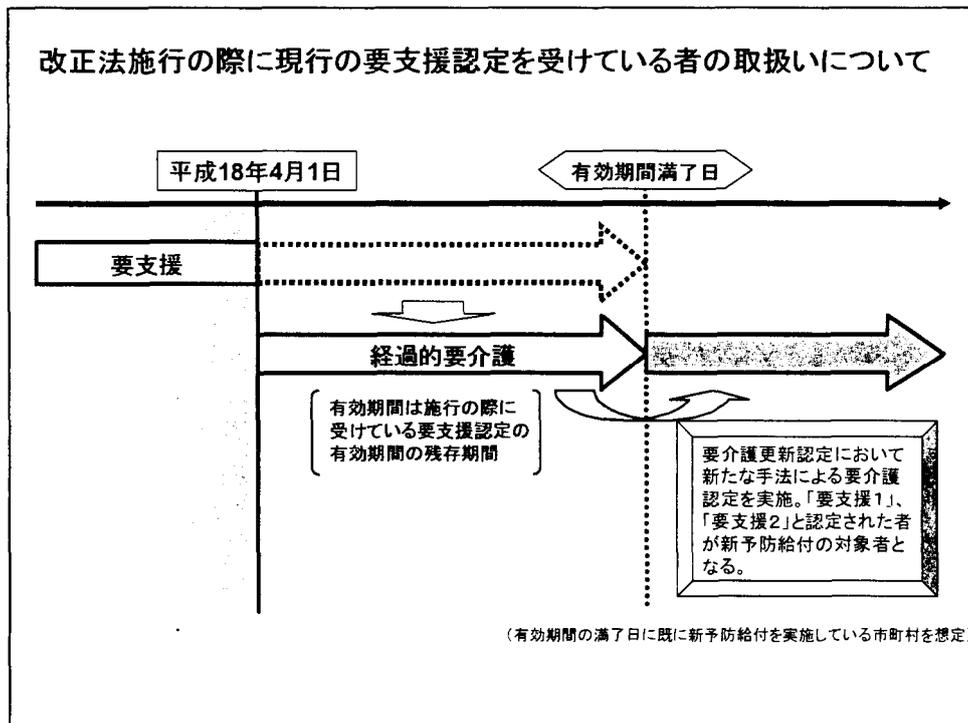
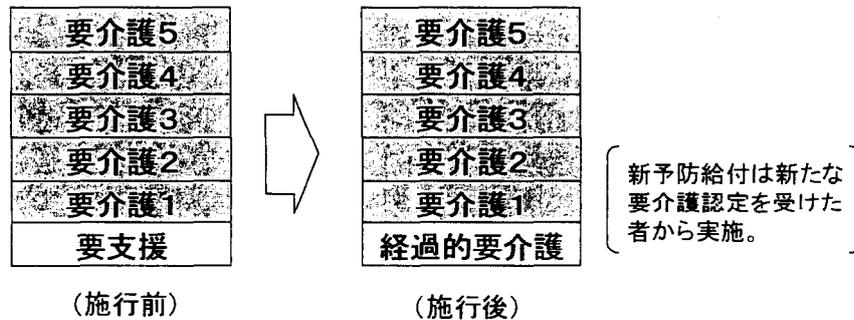


「経過的要介護」について

「介護保険法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第77号。以下「改正法」という。)附則第8条の規定により、改正法第3条施行の際(平成18年4月1日)に現行の要支援認定を受けている方は、新たな要介護認定を受けたものと見なされることとなるが、その際、これらの方々に該当する要介護状態区分を「経過的要介護」という。

この「経過的要介護」の有効期間は、施行の際に受けている要支援認定の有効期間の残存期間とし、また、支給限度額は現在の要支援のものと同じ(6,150単位)とする。



改正法施行後の要介護認定事務の取扱いについて

- 要介護認定の申請区分ごとの事務取扱いについては、課長会議等において適宜お示ししてきたところであるが、「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 77 号。以下「改正法」という。）の施行後の新予防給付実施市町村と未実施市町村における要介護認定事務取扱いについて、別表のとおり取りまとめたので、ご活用願いたい。

〔 注：別表の備考に示した施行規則の条項は現時点での案であることに留意願いたい 〕

- 特に経過的要介護者及び要支援者の区分変更認定の取扱いについては、今回の介護保険法の改正に伴う、新たな事務手続きとなるため、十分な周知を願いたい。
- なお、この取扱いは施行日以降の申請に対するものであり、平成 18 年 3 月 31 日までの取扱いとは異なることに注意願いたい。
- また、改正法に基づく新たな要介護認定の手法において、特に認知機能・廃用の程度の評価結果は今回新たに追加されたものであり、介護認定審査会における当該結果の取扱いについて混乱のないよう、後段の記述を参考としつつ、十分注意願いたい。

1. 経過的要介護者の区分変更認定の取扱いについて

- 改正法附則第 8 条の規定により、改正法第 3 条施行の際（平成 18 年 4 月 1 日）に現行の要支援認定を受けている者は、新たな要介護認定を受けたものと見なされることとなり、その際、これらの者に該当する要介護状態区分を「経過的要介護」という。

- したがって、経過的要介護者は要介護認定を受けていることとなるため、経過的要介護者が要介護状態区分に変更があると認める場合には法第 29 条に基づく区分変更認定を申請することとなる。
- この際、新予防給付実施市町村では、「要介護 1」から「要介護 5」までのいずれかの要介護状態等区分に該当するか、審査判定することとなるため、「経過的要介護」と認定することはできない。
- また、審査判定の結果「要支援 1」又は「要支援 2」に該当すると判定された場合は、当該申請を却下するとともに、法第 31 条及び第 35 条の規定により要支援認定を行うこととなるため、新予防給付実施市町村において経過的要介護者の区分変更申請により、再度「経過的要介護」と認定することはない。
- なお、新予防給付実施市町村において経過的要介護者が法第 32 条に基づく要支援認定（新規要支援認定）を申請した場合も同様に、再度「経過的要介護」と認定することはないので注意を要する。

2. 要支援者の区分変更認定の取扱いについて

基本的な考え方

- 介護保険法の改正により、新たに要支援状態にも要支援状態区分が設けられたことから、改正法の施行日以降は新予防給付実施市町村においては要支援者の区分変更認定が行われることとなる。
- 法第 33 条の 2（要支援認定の区分変更）については、法 35 条第 1 項から第 4 項までの要介護認定等の手続の特例は準用されず、したがって要支援区分変更申請にかかる審査判定は、要支援状態区分の審査のみ行い、要介護状態かどうか、といった審査は行われないこととされている。

- 平成17年12月19日の課長会議資料においては、新予防給付に係る規定の施行後に、要支援認定を受けている者が、当該要支援状態区分の変更を希望する場合は、要支援区分変更申請を行うこととしていたが、より円滑な要介護認定（要支援認定を含む。）が可能となるよう、以下の取扱いとすることとする。

「要支援1」の者の取扱いについて

- 状態像に変化があると見込まれる場合には、「要支援認定区分変更申請」ではなく、「新規要介護認定申請」を原則とする。

<結果の取扱い>

①「要介護1」～「要介護5」までと判定された場合

- ・現に受けている要支援認定を取り消すとともに、要介護認定を行う。
- ・新規要介護認定の効果は申請日までさかのぼるため、申請日からの有効期間を定める。（有効期間の取り決めは現行の新規要介護認定と同じ（規則第38条）

②「要支援2」と判定された場合

- ・規則第35条第6項の規定に基づき、要支援状態区分変更申請があった者とみなして、「要支援2」と認定する。
- ・要支援区分変更の効果は申請日までさかのぼるため、申請日からの有効期間（規則第52条）を定める。

③「要支援1」と判定された場合

- ・申請を却下する。
- ・なお、現に受けている要支援認定の有効期間の満了日の60日前以降に新規の要介護認定を申請し、要支援状態区分に変更がない場合には当該申請を要支援更新申請として取り扱うことが可能（規則第34条第4項）。

- なお、要支援認定区分変更申請がなされた場合には、要支援状態区分の審査のみ行うこととなるため（要介護認定はできない）、申請の際には申請者に要介護認定等の事務的手続きについて十分周知する。

「要支援 2」の者の取扱いについて

- 状態像に変化があると見込まれる場合には、「要支援区分変更認定」の申請ではなく、「新規要介護認定」の申請を原則とする。

＜結果の取扱い＞

① 「要介護 1」～「要介護 5」までと判定された場合

- ・ 現に受けている要支援認定を取り消すとともに、要介護認定を行う。
- ・ 新規要介護認定の効果は申請日までさかのぼるため、申請日からの有効期間を定める。（有効期間の取り決めは現行の新規要介護認定と同じ（規則第 38 条）

② 「要支援 2」と判定された場合

- ・ 申請を却下する。
- ・ なお、現に受けている要支援認定の有効期間の満了日の 60 日前以降に新規の要介護認定を申請し、要支援状態区分に変更がない場合には当該申請を要支援更新申請として取り扱うことが可能（規則第 34 条第 4 項）。

③ 「要支援 1」と判定された場合

- ・ 規則第 35 条第 6 項の規定に基づき、要支援状態区分変更申請があった者とみなして、「要支援 2」と認定する。

- なお、「要支援 2」の者が区分変更申請を行った場合は、「要支援 1」か「要支援 2」かの審査判定しかなされないため、通常の申請としては想定されない。申請があった際には、申請者に要介護認定等の事務的手続きについて十分周知する。

3. 「介護の手間に係る審査判定」において勘案しない事項について

- 改正法に基づく要介護認定を実施するに当たっては、「認定ソフト2006」を使用し、別添にて例示した「介護認定審査会資料」を作成し、「介護の手間に係る審査判定」、「状態の維持・改善可能性の審査判定」を行うこととなるが、
- ① 「介護認定審査会資料」のうち、「5. 認知機能・廃用の程度の評価結果」については、「状態の維持・改善可能性の審査判定」において用いるよう、作成されたものであること、
 - ② 「介護の手間に係る審査判定」において「要介護1相当」と判定された者に対してのみ、「状態の維持・改善可能性の審査判定」を行うこと
- としているところである。
- したがって、「介護の手間に係る審査判定」において、「認知機能・廃用の程度の評価結果」の記載内容は勘案しない。
- 以上については「介護認定審査会資料」、「5. 認知機能・廃用の程度の評価結果」部分に「(維持・改善可能性の審査判定で仕様)」と記載し、注意喚起を図っているところであるが、介護認定審査会委員に対し周知を行い、要介護認定の運用に遺憾のないよう、特段のご配慮をお願いしたい。

取扱注意

介護認定審査会資料

平成18年 8月 7日 作成
 平成18年 8月 1日 申請
 平成18年 8月 4日 調査
 平成18年 8月 9日 審査

合議体番号： 000001 No. 1

被保険者区分： 第1号被保険者 年齢： 76歳 性別： 男
 申請区分： 更新申請 前回要介護度： 要支援2

現在の状況： 居宅（施設利用なし）
 前回認定有効期間： 6月間

1 一次判定等

（この分数は、実際のケア時間を示すものではない）

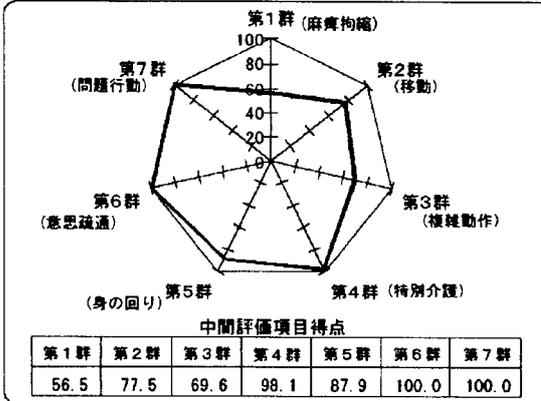
一次判定結果： 要介護1相当

要介護認定等基準時間： 48.4分

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	8.6分	15.0分	0.4分	10.6分	11.6分

警告コード：

3 中間評価項目得点表



4 日常生活自立度の組み合わせ

障害高齢者自立度： J1 認知症高齢者自立度： I

自立	要支援1	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
0%	50%	50%	0%	0%	0%	0%

5 認知機能・応用の程度の評価結果

認知症高齢者の日常生活自立度

認定調査結果 [I] 主治医意見書 [II a]

「認知症高齢者の日常生活自立度」の蓋然性評価

A	B	C	D
○			

※「認知症高齢者の日常生活自立度」が「自立～I」の蓋然性が
 A:75%以上 B:50%以上75%未満
 C:25%以上50%未満 D:25%未満

認定調査結果（応用の程度に関する調査項目）

歩行	： つかまれば可
移動	： 自立
日中の生活	： よく動いている
外出頻度	： 週1回以上
環境・参加の状況等の変化	： ない

認知機能・応用の程度から推定される給付区分

予防給付相当 介護給付相当

6 現在のサービス利用状況（予防給付）

介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）	4 回 / 月	介護予防福祉用具貸与	0 品目
介護予防訪問入浴介護	0 回 / 月	特定介護予防福祉用具販売	0 品目 / 6月間
介護予防訪問看護	0 回 / 月	住宅改修	なし
介護予防訪問リハビリテーション	0 回 / 月	介護予防認知症対応型通所介護	0 日 / 月
介護予防居宅療養管理指導	0 回 / 月	介護予防小規模多機能型居宅介護	0 日 / 月
介護予防通所介護（デイサービス）	0 回 / 月	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	0 日 / 月
介護予防通所リハビリテーション	0 回 / 月		
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	0 日 / 月		
介護予防短期入所療養介護	0 日 / 月		
介護予防特定施設入居者生活介護	0 日 / 月		

2 認定調査項目

調査結果	○●	前回結果
第1群 1. 麻痺（左一上肢） （右一上肢） （左一下肢） （右一下肢） （その他） 2. 拘縮（肩関節） （肘関節） （股関節） （膝関節） （足関節） （その他）	ある ある	
第2群 1. 寝返り 2. 起き上がり 3. 座位保持 4. 両足での立位 5. 歩行 6. 移乗 7. 移動	つかまれば可 つかまれば可	できる
第3群 1. 立ち上がり 2. 片足での立位 3. 洗身	つかまれば可	○ 支えが必要
第4群 1.7. じよくそう 4. 皮膚疾患 2. えん下 3. 食事摂取 4. 飲水 5. 排泄 6. 排便	ある	ない
第5群 1.7. 口腔清潔 4. 洗髪 4. 髪 1. つめ切り 2.7. 上衣の着脱 4. フラッシュ等の着脱 3. 薬の内服 4. 金銭の管理 5. 電話の利用 6. 日課の意思決定	見守り等 一部介助	○ ● 自立
第6群 1. 視力 2. 聴力 3. 意思の伝達 4. 指示への反応 5.7. 毎日の日課を理解 1. 生年月日をいう 4. 短期記憶 1. 自分の名前 4. 今の季節 4. 場所の 7. 被害妄想 7. 衣類を破す 7. 不潔行為 7. 異食行動 7. ひどい物忘れ		
第7群 1. 問題行動		

「介護の手に係る審査判定」において、「要介護1相当」と判定された者に対してのみ使用

NCL110-1

2006/08/07 16:39:54

（図）介護認定審査会資料の例

要介護認定の申請区分と有効期間等の整理(新予防給付実施市町村)

	申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(*取扱方針)
新規	要介護認定申請	-	要介護認定申請書	要介護1～5	結果通知書	6か月(3～6か月)	「区分変更の取扱い」(施行規則第35条第6項)の適用も可能 「みなし更新」(施行規則第35条第4項)の適用も可能
				要支援1～2			
				非該当			
				却下		却下通知書	
				取り下げ	-		
	要支援認定申請	-	要支援認定申請書	要介護1～5	結果通知書	6か月(3～6か月)	「区分変更の取扱い」(施行規則第49条第6項)の適用も可能 「みなし更新」(施行規則第49条第5項)の適用も可能
				要支援1～2			
				非該当			
却下				却下通知書		-	
			取り下げ	-			

	申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(*取扱方針)	
更新	要介護更新認定申請	要介護1～5	要介護更新認定申請書	要介護1～5	結果通知書	12か月(3～24か月)	(*)職権による取消(法第31条)も可能	
				要支援1～2		6か月(3～6か月)		
				非該当		残りの有効期間		
				却下				却下通知書
				取り下げ				-
	要支援更新認定申請	要支援1～2	要支援更新認定申請書	要介護1～5	結果通知書	6か月(3～6か月)	(*)職権による取消(法第34条)も可能	
				要支援1～2		12か月(3～12か月)		
				非該当		残りの有効期間		
				却下				却下通知書
				取り下げ				-

注:「備考」に示した施行規則の条項は平成18年3月13日時点の案である。

申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(※取扱方針)
要介護認定区分変更申請 有効期間満了日の 61日前以前	要介護1～5	要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			却下(区分変更なし)	却下通知書	残りの有効期間	
			要支援1～2	却下・取消・結果通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	有効期間の開始日は「決定日」
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	却下通知書	残りの有効期間	
	経過的要介護	要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			却下(区分変更なし)	—	—	(*)「経過的要介護者」からの区分変更申請に対して「却下」は発生しない
			要支援1～2	却下・取消・結果通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	有効期間の開始日は「決定日」
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	—	—	(*)「経過的要介護者」からの区分変更申請に対して「却下」は発生しない
要支援認定区分変更申請 (要介護(新規)認定申請を 優先) 有効期間満了日の 61日前以前	要支援1～2	要支援認定区分変更申請書	要支援1～2(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			却下(区分変更なし)	却下通知書	残りの有効期間	
			要介護1～5	却下通知書	—	(課長会議資料参照)
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	却下通知書	残りの有効期間	
	経過的要介護	要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			却下(区分変更なし)	結果通知書	12ヵ月(3～24ヵ月)	「みなし更新」(施行規則第42条第4項)
			要支援1～2	却下・取消・結果通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	有効期間の開始日は「決定日」
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	却下通知書	残りの有効期間	
要介護認定区分変更申請 有効期間満了日の 60日前以降	要介護1～5	要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			却下(区分変更なし)	—	—	(*)「経過的要介護者」からの区分変更申請に対して「却下」は発生しない
			要支援1～2	却下・取消・結果通知書	12ヵ月(3～12ヵ月)	
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	—	—	(*)「経過的要介護者」からの区分変更申請に対して「却下」は発生しない
	経過的要介護	要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			却下(区分変更なし)	結果通知書	12ヵ月(3～12ヵ月)	「みなし更新」(施行規則第55条の2第4項)
			要介護1～5	却下通知書	残りの有効期間	(課長会議資料参照)
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	却下通知書	残りの有効期間	
要支援認定区分変更申請 (要介護(新規)認定申請を 優先) 有効期間満了日の 60日前以降	要支援1～2	要支援認定区分変更申請書	要支援1～2(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			却下(区分変更なし)	結果通知書	12ヵ月(3～12ヵ月)	「みなし更新」(施行規則第55条の2第4項)
			要介護1～5	却下通知書	残りの有効期間	(課長会議資料参照)
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	却下通知書	残りの有効期間	
	経過的要介護	要介護認定区分変更申請書	要支援1～2(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			却下(区分変更なし)	結果通知書	12ヵ月(3～12ヵ月)	「みなし更新」(施行規則第55条の2第4項)
			要介護1～5	却下通知書	残りの有効期間	(課長会議資料参照)
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	却下通知書	残りの有効期間	

注:「備考」に示した施行規則の条項は平成18年3月13日時点の案である。

要介護認定の申請区分と有効期間等の整理(新予防給付未実施市町村)

	申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(+取扱方針)
新規	要介護認定申請	-	要介護認定申請書	要介護1～5	結果通知書	6か月(3～6か月)	
				経過的要介護		6か月(3～6か月)	
				非該当	却下通知書	-	
				却下			
				取り下げ		-	

	申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(+取扱方針)
更新	要介護更新認定申請	要介護1～5	要介護更新認定申請書	要介護1～5	結果通知書	12か月(3～24か月)	
				経過的要介護		6か月(3～6か月)	
				非該当	却下通知書	残りの有効期間	(*)職権による取消(法第31条)も可能
				却下			
				取り下げ		-	
		経過的要介護	要介護更新認定申請書	要介護1～5	結果通知書	6か月(3～6か月)	
				経過的要介護		12か月(3～12か月)	
				非該当	却下通知書	残りの有効期間	(*)職権による取消(法第31条)も可能
				却下			
				取り下げ		-	

申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(*取扱方針)
区分変更	要介護認定区分変更申請 有効期間満了日の 61日前以前	要介護1～5 要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			却下(区分変更なし)	却下通知書	残りの有効期間	
			経過的要介護	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	却下通知書	残りの有効期間	
			取り下げ	—		
	要介護1～5 要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)		
			却下(区分変更なし)	却下通知書	残りの有効期間	
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	却下通知書	残りの有効期間	
			取り下げ	—		
			要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
要介護認定区分変更申請 有効期間満了日の 60日前以降	要介護1～5 要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)		
		却下(区分変更なし)	結果通知書	12ヵ月(3～24ヵ月)	「みなし更新」(施行規則第42条第4項)	
		経過的要介護	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)		
		非該当	却下・取消通知書	—		
		却下	却下通知書	残りの有効期間		
		取り下げ	—			
要介護1～5 要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)			
		却下(区分変更なし)	結果通知書	12ヵ月(3～12ヵ月)	「みなし更新」(施行規則第42条第4項)	
		非該当	却下・取消通知書	—		
		却下	却下通知書	残りの有効期間		
		取り下げ	—			
		要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)		

注:「備考」に示した施行規則の条項は平成18年3月13日時点での案である。